

[タイトル]

日本のアーカイブズ制度の現状^[1]

牛の歩みは遅くとも

The Present Condition of the Archival System in Japan: A Long Course

[著者]



高埜利彦 | Toshihiko Takano

[キーワード]

| 東日本大震災 | アーカイブズ制度 | 明治政府 | 現状と課題
| 学習院大学アーカイブズ学専攻 |

Great East Japan Earthquake / archival system / Meiji Government / circumstances and problem / Graduate Course in Archival Science Graduate School of Humanities Gakushuin University

[要旨]

2011年3月11日の東日本大震災は甚大な人的・物的被害とともに、公文書や歴史資料の被災を生んだ。その救出は数多くのボランティア活動によって支えられている。1987年に「公文書館法」が公布されたが、日本のアーカイブズ制度は遅れた状態のままである。その原因を歴史的に考えれば、日本の近代国家のあり方に求めることができる。「公文書管理法」が2011年4月に施行されてもお、「国民のため」という発想を持たない政治家や官僚を頂く私たちは、しかしながら諦めてはいない。社会にはアーカイブズが必要であるという世界の常識を、日本の教育システムの中で伝えなくてはならない。学習院大学アーカイブズ学専攻では、アーキビストとして活躍できる人材の他に、教育制度の中でアーカイブズ学を教授できる人材の養成にも取り組んでいる。また、日本アーカイブズ学会は、学会の認定するアーキビスト資格制度を発足させた。これらの資格取得者が、これからの日本のアーカイブズ制度の充実に力を発揮していくものと期待している。

The Great East Japan Earthquake on March 11, 2011 destroyed and damaged a great number of public documents and historical records. Rescue operations for damaged documents and records were undertaken by volunteers. Since the promulgation of the Public Archives Act in 1987, the archival system in Japan has not developed as quickly as expected. The cause of this delay can be historically traced to the birth of Japan as a modern nation state. Even after the enactment of the Public Records and Archives Management Act in April 2011, we are determined to teach, within the Japanese educational system, the necessity of archives within a society. The Graduate Course in Archival Science in the Graduate School of Humanities Gakushuin University is committed to producing not only talented professional archivists, but also dedicated archival educators. In addition, the Japan Society for Archival Science recently launched its program for registered archivists. I hope that qualified registered archivists will make a significant contribution to the development of the Japanese archival system in the years to come.

はじめに

本日ここに講演させていただく事は、大変光栄なことと感謝申し上げます。ご招待下さったロベール所長を始めとするコレージュ・ド・フランス日本学高等研究所の皆様と、堀内所長を始めとする東アジア文化研究所(パリ第7大学)の皆様、それにシャルロットフランス高等研究院教授に、心より感謝申し上げます。本日の会場であるパリ第7大学は、マルグリット・デュラス通りにありますが、45年前、私は学生時代にマルグリット・デュラス『モデラート カンタビレ』をテキストにして読みました。しかし今、私のフランス語は錆びついてしまいましたので、本日は日本語で話をするをお許しください。

1 — 2011年3月11日の東日本大震災

2万人に近い死者・行方不明者を出した東日本大震災から1年が経過しました。大津波が押し寄せ、人びとや記憶の詰まった建物などを飲み込んだ映像は、今なお生々しく思い返されます。そのうえに東京電力福島第一原発の事故も重なり、復旧の見通しも立たない被害をこれから先も与え続ける状態にあります。これらの大被害に対して世界からの支援や応援メッセージを頂いたことに対し、感謝の気持ちをお伝えします。

私どもが26年前、パリ15区に1年間居住していた時に、ソ連のチェルノブイリ原子力発電所の事故が起きました(1986年4月26日)。フランスもその他のヨーロッパ諸国も放射能汚染を恐れていました。日本人の私も放射能を恐れましたが、アパートの大家さんは、「日本人は放射能に対してアレルギーを持っているからね」と語って同情してくれました。1945年8月6日の広島(死者推定15万人)、8月9日の長崎(死者推定8万人)にアメリカ軍が原子爆弾を投下し、その後ずっと放射能に悩まされ続けたことから、強いアレルギーを日本人が持っていたのは当然ともいえます。

ところが今回、1年前の3月11日の原子力発電所の事故に対し、多くの政治家や役人たちは放射能の恐怖に対して鈍感だった印象があります。広島・長崎から66年経つ間に放射能に対するアレルギーを風化させ、「もうかるか、もうからないか」の行きすぎた資本主義の論理が、企業家だけでなく役人や政治家たちにも浸透してしまったようです。世界の金融資本と連動した経済構造は、日本社会の価値観を変容させてしまったのでしょう。

津波は、人命だけではなく文化財にも大きな被害を与えました。所管する文化庁は、17年前に起こった阪神・淡路大震災の経験から復旧に当たっていますが、その対象はおもに事前に登録されていた文化財に限られ、民間に埋もれていた貴重な歴史資料などは対象になりませんでした。そうした状況の中で活躍

1 — 2012年3月23日、パリ第7大学での講演。フランス語の講演タイトルは、“La gestion des archives publiques au Japon: un long parcours”。





コレージュ・ド・フランス



フランス国立図書館

しているのが、民間のボランティア団体です。

1-1：岩手県釜石市役所の公文書

市役所は津波で地下・1階が水没。保管してあった会計課の書類や税務課の課税台帳などの公文書(段ボール500箱)が水浸しになりました。2ヶ月後から、東京のボランティアが参加してキッチンペーパーで水分を吸収したり、カビには石灰をかけたりして、公文書の復元をはかっています。市の職員は他の災害復興に忙殺されているので、手が回らない状態でした。釜石市総務課の職員は「公文書の復元は大切な仕事だが、震災後は余裕がなくてできなかった。支援していただいて大変ありがたい」と話しています(『読売新聞』2011年5月12日付)。

1-2：宮城歴史資料保全ネットワークの活動

「宮城歴史資料保全ネットワーク」とは宮城県内の歴史資料の保全活動を行う組織で、2003年7月26日に発生した宮城県北部地震によって被害を受けた文化財の救済活動を契機として設立されたものです。2004年から歴史資料の所在調査を行ってきましたが、今回の大地震の後には、古文書などのほか、建造物なども対象に精力的な文化財救出活動を行っています。最近参加した一橋大学のグループは、「岩手県大船渡市から宮城県石巻市にかけての被災地域をまわりました。うかがったなかには、津波によって大量の文書を蔵もろとも流されてしまったお宅もありました。それでも調査グループがすべての文書をデジタル撮影していたおかげで、かけがえのない文書のデータだけは残りました。所蔵者の方や地元自治体の方が、そのことをたいへん喜んでおられるのを見て、日頃からの資料の所在調査・整理・写真撮影の重要性を再確認しました。こうした地道な作業の積み重ねが、資料を未来へと伝えることになるのだと実感しました。……翌日の作業は水損資料のクリーニングです。ダンボールの台の上で、竹べらや刷毛を使って資料に付いた泥を落とし、カビが発生している箇所にはエタノールを噴霧します。紙同士がくっついていて剥がれなくなっている場合は、霧吹きで水をかけてから、竹べらで慎重に剥がします。それでも剥がれない場合は、無理をせず、後日の処置に委ねます。これらは保全作業の第1段階に当たり、そのあとに水洗いや乾燥などのさらなる作業が控えているということでした。」とレポートを寄せています(『宮城資料ネット・ニュース』第160号、2012年3月5日)。

1-3：茨城史料ネットの活動

茨城県域および周辺の文化財や歴史資料の保全のために活動する、研究者や

関心を持つ人たちのボランティア組織です。大震災後、5月から被害を受けた歴史資料などの救出に県内各地で活動しています。鹿嶋市で寺院の水損資料のレスキューを行い(5月12日から)、常陸太田市では被災家屋のふすまの下張文書の救出を行い(6月29日から)、大洗町では被災した旧家の史料整理を行うなどの活動を積極的に実施してきました(『茨城史料ネットニュースレター』No.1、2011年7月16日)。

以上、三例を紹介しましたが、このほかにも多数のレスキューの事例があります。このうち岩手県にはまだ県立のアーカイブズ機関は存在せず、宮城県は県のアーカイブズ機関は存在するのですが、金や人を出すのに消極的です。茨城県は県のアーカイブズ機関はあるのですが、指定管理者制度が妨げになり契約内容以外の活動はできない状態です。こうした中で民間ボランティア団体の活動には力強さがあり、救われるものがあります。本来であるならば、地域のアーカイブズ機関が歴史資料の保全のために十全の機能を発揮するべきなのでしょうが、残念ながら日本のアーカイブズ制度は遅れた状態にあります。以下に、日本のアーカイブズ制度の現状について概観することになります。

2 —— 遅れた日本のアーカイブズ制度：現状

2-1：日本の各種のアーカイブズ機関

国立、独立行政法人

ー 国立公文書館

日本の National Archives。1971年に近代行政文書の保存のための運動が大久保利謙氏をはじめ日本歴史学協会などによって進められ、設立されました。江戸幕府の史料(内閣文庫)を引き継ぐほか、明治期の太政類典・公文録などの歴史資料と、現在の政府19省庁からの公文書を受け入れる機関です。省庁はこれまで非現用となった文書の移管に消極的で、省庁の地下に未整理状態に置き、時には勝手な廃棄がなされていたこともあり、問題が発生したこともありました。後述する、「公文書等の管理に関する法律」が昨年施行され、勝手な廃棄は禁止されるようになりました。国立公文書館の下にアジア歴史資料センターが配置され、太政類典や外交史料館・防衛研究所の資料をデジタル化してインターネット利用に供しています。

ー 国文学研究資料館(前身は文部省史料館)

1951年設立。1949年に野村兼太郎氏ら96名の歴史研究者が、従来の支配者の歴史ではない江戸・明治期の庶民生活などの実証的研究

の根本史料を保存し公開する機関として、国立の史料館の設立を請願しました。日本学術会議・日本歴史学協会などの運動も加わり51年に文部省史料館が設立されたものです。この後上記の近代行政文書保存の運動がおこり、国立公文書館が設立されましたが、いずれも学会や歴史研究者たちの設立運動が功を奏したものと いえます。史料館は71年に国文学研究資料館に合併され今日につながりますが、江戸時代の藩政資料・村方資料などを多数保存しています。

- 宮内庁書陵部(前身は宮内省図書寮)
1884年(明治17)設立。天皇家・公家の記録資料を保存する。後でも触れますが、歴代の天皇実録を編纂してきました。現在は「昭和天皇実録」の編纂中です。
- 外務省外交史料館
1971年設立。幕末外国関係文書から始まる外交資料を保存しています。来年(2013年)は日仏通商条約締結から160年の節目の年を迎えますが、フランス公使のロッシュやベルクールなどに関する歴史資料なども保存しています。
- 防衛庁防衛研究所
1955年設立。軍事・防衛関係資料を保存します。

以上が、国の機関の主だったものですが、このほかに日本銀行や幾つかの大学法人にアーカイブズが設けられています。次に地方自治体です。

都道府県立

山口県文書館が1959年に設立されてから、現在33館。青森・岩手・山梨・静岡・高知・長崎・鹿児島などが未設立です。

政令指定都市・市区町村立

藤沢市文書館(神奈川県)が1974年に設立されてから、およそ30館存在するのみです。

企業や大学アーカイブズ

民間企業では、かつての社史編纂室の時代から、ビジネス・アーカイブズの設立に移行しつつありますが、経営者の理解が乏しく妨げとなっている場合が見られます。ドイツも同じ道を歩んだそうですが、国際的な訴訟に備えるため、証拠書類の適正な管理のために、ビジネス・アーカイブズの役割が認識されているようです。

フランスでは、企業の経営戦略の検証のためにアーカイブズに役割が求められ、たとえばリヨン大学の大学院で経営学の分野にアーキビスト養成の講座が

開設されたように、従来エコール・ド・シャルトで国や県のアーカイブズ機関に勤めるアーキビストを養成してきたのとは異なる発想が見られます。日本でもこの趨勢に後れを取らずに変容してほしいと思います。

大学でも、大学史編纂のための史料室という段階から、大学アーカイブズ設立に移行しつつあります。大学の歴史に関わる史料の保存に限らず、大学の事務局で現用を終えた記録史料が、アーカイブズに移管され、評価・選別がなされ、保存・公開されるシステムが稼働しつつあります。京都大学大学文書館(2001年設立)から国立大学や私立の大学(学習院アーカイブズ2011年開設)まで、徐々にその数を増やしつつあります。

2-2: 関係法令

日本のアーカイブズ制度に関わる法令について、略記します。

- 「公文書館法」が1987年にはじめて公布され、翌年施行されました。1980年代からICA(国際アーカイブズ評議会)に学ぶ姿勢を強め、講師を派遣してもらい、とくに1986年ICA国際標準化担当委員マイケル・ローパー氏が来日し、翌年参議院議員岩上二郎氏による議員立法で「公文書館法」は成立しました。

第3条、国及び地方公共団体は歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する。

第4条2項、公文書館には館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

(附則)(専門職員についての特例)2、当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には第4条第2項の専門職員を置かないことができる。

ユネスコ加盟120カ国のうち記録史料保存法(文書館法)がなかったのは日本だけでした。この「公文書館法」が出来たことで、日本のアーカイブズ制度をどれほど前進させることが出来たか計り知れません。しかしながら、附則にあるように専門職員(アーキビスト)の配置が義務付けられなかったために、アーキビストの養成や配置が遅れることになりました。

- 「公文書等の管理に関する法律」(公文書管理法)が、学会や福田康夫氏などの政治家の支援によって2009年7月公布され、2011年4月に施行されました。全34条。

第1条(目的)

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、民主主義の理念ののっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第1条で高らかにその趣旨が謳われていながら、東日本大震災以後に政府が発足させた原子力災害対策会議などの多くの会議で議事録が作成されていなかった事実が、2012年1月に判明しました。法律を作りながらも、運用する政治家や官僚の意識や精神は立ち遅れた状態に止まっているのです。

2-3：アーカイブズ関係団体

日本のアーカイブズ制度の基礎を作る推進母体となった関係団体について述べます。

- 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会(全史料協)
1974年に設立されました。都道府県・政令指定都市・市町村立のアーカイブズ機関やその他の資料保存機関など170余と個人会員300名余の団体です。多くのアーカイブズ機関の設立や「公文書館法」の成立など、運動の担い手となり、研修を通して基礎的な知識の普及に努めてきました。現在、地方自治体の財政が窮乏する中、人件費削減などの問題から文化事業の多くは、厳しい環境に置かれています。
- 企業史料協議会
1981年に設立され100余の会員で構成されており、現在ビジネス・アーカイブズに取り組んでいますが、不景気の波が押し寄せ、容易な推進を阻む要因となっています。
- 全国大学史資料協議会
1990年に東日本地区と西日本地区に分かれて設立されましたが、1996年に東西が合併し全国組織となりました。大学アーカイブズの設立に取り組んでいます。

- 日本アーカイブズ学会
2004年4月に設立されました。個人会員と賛助会員を合わせて約500名で構成されています。アーカイブズ学を世界水準に学び、国内の多様な課題に取り組んでいます。現在はアーキビスト資格認定制度の発足に向けた取り組みを、年2冊の学会誌『アーカイブズ学研究』の発行などとともに進めています。

以上に紹介した日本のアーカイブズ制度の現状は、フランスをはじめヨーロッパのみならず、アジアにおいても中国や韓国と比しても相当遅れた状態にあると言わざるを得ません。1789年のフランス革命の後にアルシーブ・ナショナルが設立され、現在800館を超える公文書館を持つフランスとでは、その歴史が違いますが、歴史の浅いアジアの中でも、中国の全国3800館にのぼる档案館の存在や、韓国での金大中大統領就任以来の民主化の進む中で国家記録院の設置や記録物管理法の施行など、急速に充実している現状と比較すると、日本のアーカイブズ制度の遅れは、歴然としています。

3 —— 遅れた日本のアーカイブズ制度：歴史的な要因

なぜ日本のアーカイブズ制度は、現在、世界的に見ても遅れた状態に置かれているのでしょうか。その理由を歴史的に考えていきたいと思います。

3-1：前近代（古代から近世まで）

- 正倉院文書
奈良東大寺の正倉院に伝来した文書群。約1万点の奈良時代（8世紀）の古文書で写経に用いた反故紙に戸籍や計帳などが残されています。世界で最古の紙に書かれたアーカイブズです。
- 東寺百合文書
京都府立総合資料館所蔵（国宝）。平安期以降の東寺に関わる史料のうち、中世に学僧たちによって整理されたもので、江戸時代に加賀藩前田綱紀が100箱（百合）の桐箱に収めた状態で伝存しています。東寺の荘園の権利を保証する、時の権力者からの証文などが含まれています。
- 江戸時代
幕府・藩や朝廷、寺院・神社、村・町の団体は、自前の文書記録を保存するシステムを持っていました。また農民・商人などが家単位で記録保存する事例は数多くあり、今日まで伝えられています。

いずれも、統治のための先例として、あるいは証拠のために記録を保存する文化を持っていました。質量ともに豊富な和紙生産・流通がなされたこともあって、墨で書かれた古文書は膨大に作成され現代に伝えられたのです。前近代の日本には、アーカイブズ制度という概念はありませんでしたが、それに変わらない本質を備えた社会が存在していたということです。

3-2：近代(明治期以降、敗戦まで)

1868年の明治維新後、太政官政府は1875年に内務省記録課から「全国の記録を保存すること」を命じました。他方で修史局さらに修史館を設け、歴史編纂事業も進めました。

しかしながら1885(明治18)年に内閣制度が発足すると、官僚は天皇の政府のために「忠順勤勉」を尽くすことが義務付けられ(「官吏服務規律」)、記録保存は国民から記録を隔離し、非公開とするためのものとなりました。もっぱら修史事業のためにのみ史料を集めることになりました。東京帝国大学史料編纂掛が『大日本史料』を、宮内省図書寮が『歴代天皇実録』を編纂し、国家と天皇の歴史を国が作成して、これを国民に教化する方針を、明治政府は選択したのです。およそ1900年頃、日本がアジアの中で帝国主義を唱え出した頃でした。その後、第2次大戦に向かう1930年代後半の昭和時代には、国民教化のために一君万民を唱える「皇国史観」が政府や学校によって喧伝され、自由な思想や学問まてや国民の権利も奪われて、戦争に突入したのです。近代日本では、ヨーロッパのアーカイブズの存在を知っていたのですが、これに学ぶことはなく、天皇中心の中央集権国家を形成する中で、民主主義の基礎になる制度であるアーカイブズ制度は採用されませんでした。

3-3：敗戦と戦後

1945(昭和20)年8月15日、広島と長崎の原爆投下を受けて、天皇の政府はポツダム宣言をやっと受諾しました。記録を残すのは証拠(エビデンス)のためでもあります。だからこそ日本の軍隊や政府は「機密書類」を焼却させたのです。市民が、それらの証拠書類を保存させることはできませんでした。

しかる後に、GHQ(アメリカ)による戦後民主化政策は進められました。戦前から日本社会に存在した図書館や博物館は社会に一層浸透しましたが、アーカイブズ制度が与えられることはありませんでした。

なによりGHQは、一部の公職追放されたものを除き、従来の官僚を戦後政府に用いました。その後公職に復帰した者たちも含め、官僚たちは戦前の天皇政府に忠誠を尽くした考え方をどれだけ改めることができたのでしょうか。天皇に代わるGHQをいただく戦後政府において、国民のために尽くせる官僚がどれほど

存在したのでありましょうか。アメリカから与えられた戦後民主主義の限界がそこにあるように思われます。

4 —— 牛の歩みは遅くとも

公文書管理法が施行されてもお政府は重要会議の議事録を残すことをしませんでした。2012年1月、東日本大震災以後に政府が発足させた多くの会議で、議事録が作成されていなかった事実が判明しました(『日本経済新聞』2012年2月16日付)。「国民のため」という発想を持ってない政治家や官僚を頂く私たちは、しかしながら諦めてはいません。高学歴の政治家・官僚たちは、高校・大学の教育課程で、実は一度もアーカイブズについて学ぶことなく現在のポジションに就いているのです。社会には、図書館や博物館と同様にアーカイブズが必要であるという、世界の常識を、日本の教育システムの中で伝えなくてはなりません。そのための教育プログラムと人材を養成することが重要になります。

学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻(2008年4月開設)では、博士前期課程(マスター)においてアーキビストとして活躍できる人材や中・高校教員を養成し、博士後期課程(ドクター)において大学でアーカイブズ学を教授できる人材の養成を目指しています。1年前には日本初の博士(アーカイブズ学)も誕生しました。前途迂遠にも思えますが、教育課程の段階から正しい認識を形成していくことに取り組んでいきます。

また全国にアーカイブズ機関が多く設立されるためにも、アーキビスト資格制度が確立される必要があります。国がアーキビスト(専門職)資格制度を設立しない状況が続く中、日本アーカイブズ学会は4月に、学会の認定するアーキビスト資格制度を設立します。アーキビスト資格認定者が続々と輩出することにより、社会におけるアーカイブズ制度に対する認識は深まっていきます。

また、大震災後に多くの民間ボランティアが、歴史資料の救出に取り組んでいるように、私の参加する甲州史料調査会(1991年発足)も地道な活動を今後も続けていくつもりです。県立のアーカイブズ機関がまだ設立されていない山梨県下の歴史資料を整理・目録化する作業のうち、現在は2004年から8年間、16次にわたり「三井家旧蔵史料」の整理・目録化とマイクロ写真撮影を遂行しています。徐々に作業は進み、完了した箱からパリ、コレージュ・ド・フランスに原史料と目録・写真を送付しています。これは史料所蔵者であった三井その子氏がコレージュ・ド・フランスに寄贈されたためで、日本にも副本を残し、パリでも活用していただくための作業となります。

私どもは、これからもフランス等の世界のアーカイブズ制度に学びながら、日本独自の歴史と文化の中で、牛のように一歩一歩あゆみは遅くとも、前に進んでいくことにします。